

令和6年第2回定例会議案説明資料

- 1 議案第58号 専決処分について（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第1号）
令和6年4月10日）中所管
令和6年度価格高騰重点支援給付金 P3
令和6年度定額減税に伴う調整給付金 P5

- 2 議案第60号 令和6年度千葉市一般会計補正予算（第2号）中所管
相談記録作成支援システム事業 P7
高齢者新型コロナ予防接種事業 P9

- 3 議案第62号 千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について P11

【議案第58号】

専決処分について（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第1号）
令和6年4月10日）中所管

【令和6年度価格高騰重点支援給付金】

専決処分について（補正予算書） P 8

1 補正理由

電力・ガス・食料品等の生活必需品の物価上昇により、特に低所得世帯で大きな影響が出ている状況に対応するため、国において「重点支援地方交付金」の低所得者支援に対する給付が拡大されたことに伴い必要な経費について、補正を行うものである。

2 補正予算額

1, 815, 000千円

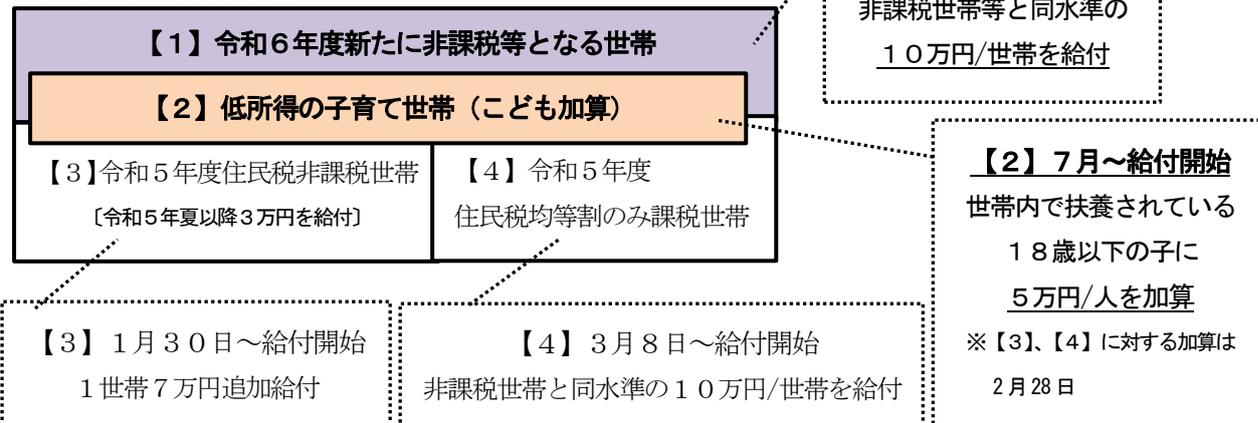
【財源】 国庫支出金 1, 815, 000千円（10／10）

3 事業概要

物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい令和6年度に新たに住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯へ1世帯当たり10万円の現金を給付する。また、こども加算として、この世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して現金を給付する。

	新たに非課税等となる世帯【1】	こども加算【2】
基準日	令和6年6月3日において本市に住民登録がある方	
支給額	1世帯当たり10万円	18歳以下児童1人当たり5万円
対象世帯	令和6年度新たに ・住民税非課税となる世帯 （約15,000世帯） ・住民税均等割のみ課税となる世帯 （約1,500世帯）	18歳以下の児童を扶養している 令和6年度新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯 （約2,400人）
申請方式	確認書 要申請	プッシュ型（支給案内送付） 要申請
支給開始日	令和6年7月（予定）	令和6年7月（予定）

＜参考＞低所得者支援について



【議案第58号】

専決処分について（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第1号）
令和6年4月10日）中所管

[令和6年度定額減税に伴う調整給付金]

専決処分について（補正予算書） P9

1 補正理由

デフレ脱却に向けた税制面での取組みの一環として、令和6年度税制改正において、住民税及び所得税の定額減税を実施することとなったが、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税を補足する「調整給付」を給付することとなったため、給付金支給額及び給付事務に係る経費について補正を行うものである。

2 補正予算額

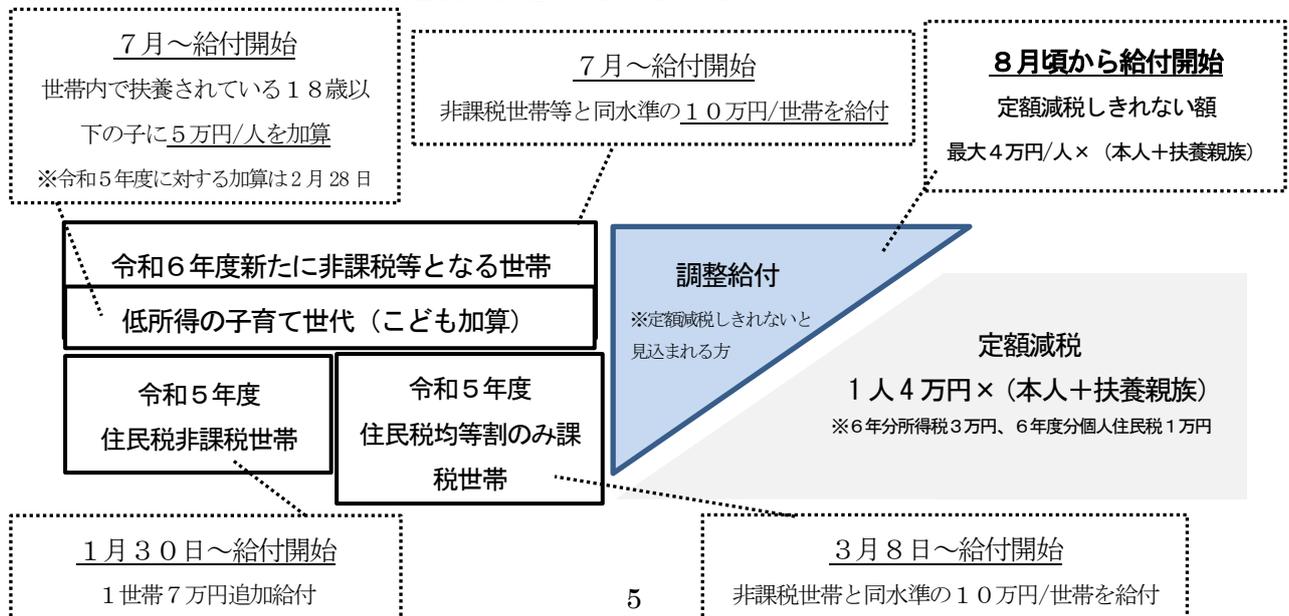
5,803,000千円

【財源】 国庫支出金 5,803,000千円（10/10）

3 事業概要

基準日	令和6年1月1日において本市に住民登録がある方
支給額	定額減税しきれない額 最大4万円/人×（本人+扶養親族）
対象者数	約26万人
申請方式	確認書
支給開始日	令和6年8月頃（予定）

＜参考＞低所得者支援と定額減税を補足する給付について



【議案第60号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第2号）中所管

〔相談記録作成支援システム事業〕

補正予算書 P11

1 補正理由

福祉まるごとサポートセンターにおける相談対応の質の向上や職員の負担軽減につながることから、重層的支援体制整備事業に係るデジタル化の経費を補正するものである。

なお、本事業は、千葉県が国の交付金を活用して県内の自治体と相談記録作成支援システムを共同調達するものであり、本市も参画する。

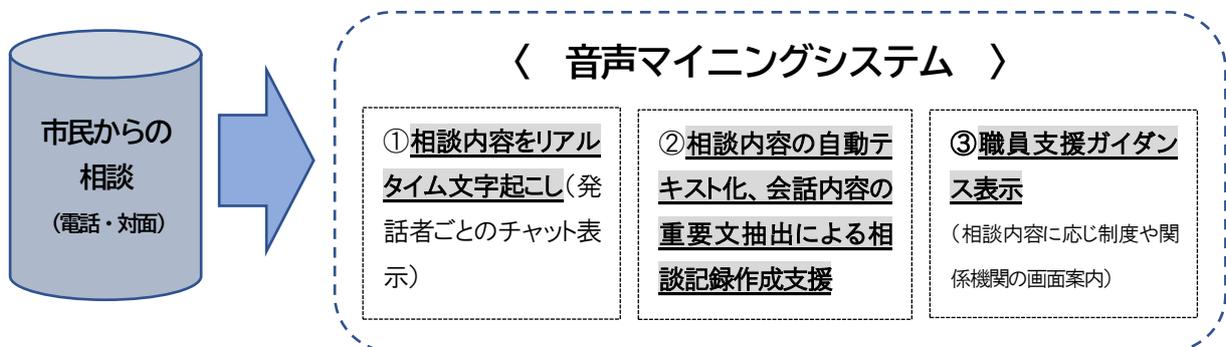
2 補正予算額

5,200千円

【財源】	国庫支出金	3,900千円(3/4)
	一般財源	1,300千円(1/4)

3 事業概要

本市の重層的支援体制整備事業を行う福祉まるごとサポートセンターにおいて、音声マイニングシステムを用いて相談者と職員の会話をリアルタイムにテキスト化し、相談記録を作成する。また、相談者との会話の内容に応じて、必要な情報等を画面表示する機能により、職員の相談業務をサポートするなど、相談対応の質や記録の精度の向上、記録作成に関わる職員の負担軽減を図る。



【議案第60号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第2号）中所管

【高齢者新型コロナ予防接種事業】

補正予算書 P11~12

1 補正理由

令和6年秋冬から、新型コロナウイルスワクチン接種が予防接種法の定期接種に追加されることから、事業の実施に所要となる経費を補正するものである。

2 補正予算額

1,596,000千円

【財源】 諸収入（国助成金）	1,095,609千円
一般財源	500,391千円
【内訳】 接種費用	1,550,074千円
コールセンター	12,474千円
その他事務費	33,452千円

3 事業概要

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化予防のため、希望する市民にワクチン接種を実施するとともに、問い合わせ等に対応するための体制を整備する。

(2) 定期接種の概要

根拠法令	予防接種法、予防接種法施行令
区分	B類疾病（接種勧奨なし、努力義務なし）
対象者	65歳以上の者、60～64歳の心臓等に障害のある者
実施期間	秋冬
回数	各年度につき1人1回
自己負担	あり（自己負担額は3,300円程度） ※自己負担額についてはワクチン価格を踏まえ今後決定する。

※ 参考例（イメージ図）

新型コロナ予防接種費用の内訳（例）



(※1) 来年度以降は未定

(※2) 令和6年2月に国が各メーカーから聴取した希望小売価格



今後、各メーカーから定期接種用のワクチン価格が設定される予定

【議案第62号】

千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について

議案書 P5

1 趣旨

療育センター（本館）の大規模改修に伴い、当分の間、施設機能を分散・仮移転するため、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正内容

(1) 療育センター（本館）の位置の変更

(変更前) 千葉市美浜区高浜4丁目8番3号

(変更後) 千葉市中央区末広3丁目22番21号

(2) 施設等の変更

	現 状		仮移転
本館	心身障害児総合通園センター (療育相談所、障害児通所支援事業所)	→	心身障害児総合通園センター
	体育室	→	【休止】 近隣の体育施設等を案内
	いずみの家 (障害福祉サービス事業所)	↘	いずみの家
分館	ふれあいの家 (身体障害者福祉センター)	→	ふれあいの家

3 移転及び休止期間（予定）

令和6年10月1日～令和8年4月30日

4 施行期日

令和6年10月1日

新旧対照表（千葉県療育センター設置管理条例の一部改正）

改正前	改正後
第1条～第16条（略）	第1条～第16条（略）
附則	附則
<u>（新設）</u>	<u>（施行期日）</u>
1（略）	1（略）
<u>（新設）</u>	<u>（千葉県し体不自由児母子通園訓練施設設置管理条例の廃止）</u>
2（略）	2（略）
<u>（新設）</u>	<u>（経過措置）</u>
<u>（新設）</u>	<u>3 当分の間、第1条の表中「千葉県美浜区高浜4丁目8番3号」とあるのは「千葉県中央区末広3丁目22番21号」とする。</u>
<u>（新設）</u>	<u>4 当分の間、第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、療育センター（分館を除く。）に総合通園センター及びふれあいの家（体育室に限る。）、分館にふれあいの家（体育室を除く。）及びいずみの家を置く。</u>
<u>（新設）</u>	<u>5 当分の間、身体障害者福祉センターふれあいの家（体育室に限る。）を休止する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた箇所である。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。